

秋田県教育委員会 I T システム用小中学校端末等貸借に係る仕様書

1 業務名

秋田県教育委員会 I T システム用小中学校端末等貸借

2 目的

教育委員会 I T 化推進事業で整備した小中学校端末等の更新を行う。

3 調達形態

貸借契約とする。

4 貸借機器等内訳

別紙 1 「貸借機器一覧表」のとおり

5 貸借機器等の設置予定場所

別紙 2 「貸借機器設置予定場所一覧表」のとおり

6 貸借期間等

令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 1 2 年 9 月 3 0 日

7 貸借料の支払

貸借料の毎月の請求は、翌月以降に行うものとし、県はその日から起算して 3 0 日以内に支払うこととする。

8 貸借機器等の仕様及び条件

納入する機器類が複数台のものについては、種別毎に全て同一メーカーの同一型番で、一体として市販されている型式のものとすること。また、入札日における最新機種とし、パーソナルコンピュータについては入札日から 1 年以内に発売されたものであること。

9 貸借機器等の設置に関する条件

- 1) 貸借機器の設置は、別紙 3 「設置作業時仕様」によること。
- 2) 設置機器には、秋田県の使用品である旨の表示（ラベル等）を機器本体に貼付すること。また、貸借契約の物件である旨が分かるようにすること。

1 0 契約終了後における貸借機器等の返還に関する条件

- 1) 契約期間の満了または契約の解除後に返還されたパーソナルコンピュータの内蔵ストレージは、データ消去ソフト等を用いて記録されたデータを消去し、作業報告書を提出すること。なお、この作業に発生する費用は受注業者側の負担とする。
- 2) 貸借機器等の返還については、当課が指示する場所（秋田県内）からの回収費用を負担すること。

1 1 動産保険に関する条件

動産総合保険に加入すること。

1 2 サービス体制に関する条件

- 1) 賃貸借機器類については、納入時点で完全動作することはもとより故障等については全品納入確認後、1年間を無償保証期間とする。
- 2) 賃貸借機器等の障害等に速やかに対応するため、県内に対応可能なサービス拠点を有すること。
(バーコードリーダー、USBトークンを除く)
- 3) 初期不良品については、教職員給与課で保管する代替機（パーソナルコンピュータ及びレーザープリンタに限る。）を設置し、故障機を引き取り修理するものとする。故障機の修理完了後は、指定された設定及びソフトのインストール等を実施した上で速やかに当初の設置場所に配置し、代替機を撤去し、教職員給与課へ返却する。
- 4) 代替機が無いものについては、配置先に訪問修理（引き取り及び再配置も含む。）を行うものとし、修理期限は、依頼後1ヶ月以内とする。

別紙 1

賃貸借機器一覧表

1 数量

項番	機器種別	数量	機器仕様
1	デスクトップ型パーソナルコンピュータ一式	70 式	別添内訳 1 - 1
2	レーザープリンター一式	70 式	別添内訳 1 - 2
3	バーコードリーダー一式	10 式	別添内訳 1 - 3

1 パーソナルコンピューター式

形式タイプ	デスクトップ型パーソナルコンピュータ（いわゆる省スペースタイプでその筐体を液晶ディスプレイ（I-Oデータ社 LCD-DF241ED）の背面に取り付け可能なもの（アダプタ等使用可））
OS	Microsoft社製 Windows 11 Professional 64ビット（日本語版）
CPU	インテル社製Core iシリーズ第12世代以降のプロセッサを搭載し動作周波数 2GHz以上であること
メインメモリ容量	8GB以上 メモリスロットに 1 以上の空きがあること
内蔵ストレージ	記憶容量120GB以上 NVMe接続SSD
光学ドライブ	CD及びDVDの読み取り機能を有するドライブを内蔵しないこと、或いは機能を停止出来ること
LAN接続装置	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T自動認識でTCP/IPネットワークに接続できる専用のコネクタを有すること Remote Power On (WakeUp On Lan)機能を有すること 無線LAN機能を内蔵しないこと或いは機能を停止出来ること
表示機能	HDMIまたはDisplayport端子からの出力で液晶ディスプレイでの最大解像度、フルレート、フルカラー表示に対応すること
USBポート	USB2.0以上対応タイプAを 4 ポート以上有すること
キーボード	USBまたは無線接続 JIS配列準拠 日本語キーボード（テンキー付）
マウス	USBまたは無線接続 2 ボタン以上 スクロールマウス
オーディオ端子	マイク入力及びヘッドフォン出力が可能なこと
内蔵スピーカ	PC起動時及びアプリケーション実行時の警告音を出力出来ること ※PC本体にスピーカを内蔵しない場合は液晶ディスプレイから出力可能であること。またその場合は、必要な接続ケーブルを添付すること
電源等	商用電源100V 50Hzで利用できる状態であること 最大消費電力は100W以下であること PC本体とディスプレイの電源をまとめる0Aタップを添付すること
ソフトライセンス	①Actiphy Rapid Deploy for Desktop 10-99 ②SiCSP教育機関 Win11 Pro Upgrade ③Central Intercept X Advanced 50-99 users（5年分）
環境対応	次の①から④のいずれかに合致していること ① グリーン購入法適合品の表示があること ② 次のいずれかの環境ラベル等の表示があること ・エコマーク ・国際エネルギースタープログラム ・省エネラベル（緑色のものに限る） ③ GPNエコ商品ねっと掲載の表示があること ④ カタログ等において独自に定める環境配慮の表示があること
その他	① 再セットアップ用メディアを 1 式を別途納品すること（各パーソナルコンピュータには添付不要） ② リース期間終了後にSSDの情報を消去するため「HD革命/Etase」（無制限ライセンス）を別途納品すること

2 レーザープリンター式

印刷方式	モノクロレーザー方式
解像度	1,200dpi×1,200dpi以上（相当品は除く）
用紙サイズ	最大印刷サイズA4用紙の印刷が可能であること
給紙装置	標準カセット及び手差しトレイを有すること
ウォームアップ時間	電源投入時20秒以内
ファーストプリント	5秒以内
給紙容量	標準カセットで500枚以上
片面連続印刷速度	35枚／分以上
メモリー	256MB以上
インターフェイス	USB2.0以上及びイーサネット（100BASE-TX/10BASE-T）
対応OS	Microsoft® Windows® 11 64ビット 日本語版
交換トナー	12,000ページ印刷に必要な数量が付属のこと （メーカー純正品に限る）
電源等	商用電源100V 50Hzで利用できること PC本体、ディスプレイと合わせ最大消費電力は1500W以下であること
大きさの制限本体	プリンター本体の大きさは以下の範囲内のものとする 横40cm×奥行45cm×高さ35cm
両面印刷	自動両面印刷が可能で有ること
製品寿命	60万ページまたは5年のいずれかを満たすこと
環境対応	次の①から④のいずれかに合致していること ① グリーン購入法適合品の表示があること ② 次のいずれかの環境ラベル等の表示があること ・エコマーク ・国際エネルギースタープログラム ・省エネラベル（緑色のものに限る） ③ GPNエコ商品ねっと掲載の表示があること ④ カタログ等において独自に定める環境配慮の表示があること

3 バーコードリーダー式

形式	赤色半導体レーザー走査方式
最小分解能	0.13ミリメートル以下
スキャン速度	100スキャン／秒以上
読取深度	0-300ミリメートル（分解能＝0.5）
読み取り可能コード	NW-7
読取確認	LED及びブザー、バイブレーション
耐外乱光	太陽光50,000ルクス、蛍光灯3,000ルクス以下
接続インターフェイス	USBタイプA
電源等	上記USBインターフェースから供給
大きさの制限	厚さ4cm×幅6cm×長さ20cm
ケーブル長	1.5m以上
耐落下強度	1.5m以上

賃貸借機器設置予定場所一覧表

	設置場所（所在地）	機器名	数量	備考
1	秋田地方総合庁舎 5 階 教育庁教職員給与課 (秋田市山王四丁目 1 番 2 号)	パーソナルコンピューター式	9 式	
		レーザープリンター式	1 0 式	
		バーコードリーダー式	1 0 式	
2	県内各市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校のうち、県が別途指定する場所 ※設置予定市町村：北秋田市、上小阿仁村、男鹿市、五城目町、井川町、大潟村、にかほ市、横手市、湯沢市	パーソナルコンピューター式	6 1 式	
		レーザープリンター式	6 0 式	

注 1：設置場所、数量については、実際の設置までに増減する可能性がある。

設置時作業仕様

1 マスターパーソナルコンピュータの作成

教職員給与課においてマスターとなるパーソナルコンピュータを作成するため、契約締結した日の翌日から起算して1カ月以内にパーソナルコンピュータ一式3台を納品すること。

2 パーソナルコンピュータ設置準備

設置用コンピュータの作成（ネットワークの設定を除く）

マスターコンピュータの内蔵ストレージの情報を複製し、設置用コンピュータを作成する。なお、オペレーティングシステム等の認証は、MAK（マルチプル アクティベーションキー）ライセンス認証で行うこととする。

3 パーソナルコンピュータ及びレーザープリンタ設置作業

(1) 機器設置

液晶ディスプレイに取り付けてある既設機器を取り外し、調達機器を新たに液晶ディスプレイに取り付け、その場所へ設置する。（梱包資材等は回収すること。）

なお、取り外した既設機器は、担当者の指示により設置先にまとめておくこと。（機器の回収は、当該機器の賃貸借契約業者が行う。）

(2) 電源接続

既設機器を取り外し、撤去することにより空きが生じたコンセントに接続する。

(3) ネットワーク接続

既設機器を取り外し、撤去することにより空きが生じたLANケーブルを使用する。ネットワーク接続設定は別途指示がない限り、既設機器の情報をそのまま移行するものとする。

(4) プリンタ接続及び稼働テスト

① 既設機器がUSB接続している場合は、既設USBケーブルによりパーソナルコンピュータとプリンタを接続し、テスト印刷等により接続確認を行う。

② 既設機器がネットワーク接続している場合は、既設機器のネットワーク接続設定をそのまま設定し、既設LANケーブルによりネットワーク接続し、テスト印刷等により接続確認を行う。

(5) ネットワーク疎通テスト（LAN及びインターネット）

① パーソナルコンピュータがネットワーク（LAN）に接続済みであることを確認する。

② Microsoft Edge等のブラウザによりパーソナルコンピュータからインターネットに接続可能（美の国ネットトップページの表示等）であることを確認する。

(6) USBトークン疎通テスト

USBトークンを接続の上、秋田県教育委員会給与支払・小中学校旅費支払システムの認証画面が表示されることを確認する。

(7) その他

① パーソナルコンピュータ及びプリンタのいずれかのみ設置の場合、県から別途指示がある場合は、前記(1)から(6)のうち該当する作業のみとする。

② 教職員給与課に搬入する機器（バーコードリーダーを除く。）については、前記作業は不要とする。

4 バーコードリーダー設置作業

(1) 機器設置

既存のパソコンへの接続準備をする。(梱包資材等は回収すること。)なお、撤去した機器は、担当者の指示により設置先にまとめておくこと。(機器の回収は、当該物件の賃貸借契約業者が行う。)

(2) バーコードリーダードライバ及びソフトウェアのインストール

リーダーに付属しているドライバ及びソフトウェアを教職員給与課が指定したパーソナルコンピュータにインストールする。

(3) 機器の接続及び読み取りテスト

ドライバ及びソフトウェアをインストールしたパーソナルコンピュータに接続し、テストパターンにて読み取り可能であることを確認する。

5 設置作業完了報告

設置作業終了後、以下の事項を明記した設置作業完了報告書を教職員給与課に提出し、検査を受けること。

(1) 設置場所

学校名等、住所、設置場所、設置写真貼付

(2) 設置作業

立ち会い者、設置作業実施結果

(3) 設置機器

設置機器形式・型番・製造番号・機器管理番号記号

(4) 設定内容

設置機器の設定内容

(5) 作業実施

実施日時、担当者所属部署名及び氏名

(6) その他

特記事項等（指示書と相違があった事項等）